改正消安法　長期使用製品　安全表示制度　Q&A

NO	質問	回答
1	・改正の趣旨 ・施行時期 ・製品の「リコール」との違い ・PL法、民法とはどう関連するのか	消費者が日常生活で用いる一部の製品について、長期間の使用に伴う経年劣化による重大な事故が発生しており、消費者の安全・安心を確保するためには、こうした事故を未然に防止するための措置を講ずる必要が出てきたため、消費生活用製品安全法が改正されてこの制度が創設されました。 これを踏まえて、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正して具体的な実施事項が指定され、平成21年4月1日から施行されます。 「リコール」は製品固有の原因で重大事故に至るケースに適用されるものであり、経年劣化に起因する事故は「リコール」とは異なります。 製品の欠陥が問題となる「PL法」や、過失責任が問題となる「民法」の問題とも異なります。
2	どのような制度なのですか	製品に経年劣化によるリスク等を表示することによって、製品をご利用の方々に長期使用時の注意喚起を促す制度です。長期使用安全点検制度とは異なる制度ですのでご注意ください。
3	対象品の指定の考え方	経済産業省の報告では、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、その残存台数が多く、長期間使用されることが多いために、経年劣化による事故が一定程度発生している製品について、経年劣化によるリスクの注意喚起を行う表示をして、消費者に適切な行動を促す制度が創設されました。 対象品として、5品目【扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ】が指定されました。
4	産業用（業務用）も対象に含まれますか？	本法が「一般消費者の生活の用に供されるもの」を対象としているため、産業用（業務用）のものは対象ではありません。 従って 学校用標準換気扇 業務用トイレ用換気扇 工業用換気扇 は対象外です。
5	対象品の事故発生率はどの程度なのですか？	具体的な数値はわかりかねます。
6	三菱電機はどの製品が対象ですか？	扇風機（リビング扇、スタンド扇、壁掛扇、サイクル扇、天井扇） エアコン（家庭用エアコン、エアリゾート）・・・エアリゾート（全館空調システム）におけるヒートポンプ式機器はエアコンに該当します。 換気扇（標準換気扇、用途別換気扇、ダクト用換気扇、パイプ用ファン、レンジフードファン、ロスナイ、ロスナイセントラル） が対象品です。 【洗濯機、ブラウン管テレビは事業を終息しました。】
7	何が表示されるのですか？	製品本体に、「製造年」「設計上の標準使用期間」「設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります」の3項目を記載いたします。
8	設計上の標準使用期間とはどういう意味？	設計上の標準使用期間とは、標準的な使用条件の下で使用した場合に、製造年を始期として、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないことを判断できなくなる時期を終期とした標準的な期間として設計上設定された期間です。
9	日常点検ができないものはどうすればいいのか？	異常な音（音の変化、うなり音など）、振動などにご注意ください。
10	自分で点検できない場合は点検してもらえるのか？	【換気扇、扇風機、エアコン】 基本は、お使いのお客様自身での点検となりますが、お客様自身で点検が出来ない場合は、お買い上げの販売店にご依頼いただくか、フリーダイヤル「0120-490-499」にご依頼ください。（点検は有料です） 【エアリゾート】 フリーダイヤル「0120-490-499」にて承ります。（点検は有料です）
11	点検料金はいくらくらいですか？	機器や地域によって異なります。 お買い上げの販売店にご確認いただくか、フリーダイヤル「0120-490-499」でアナウンスに従って「点検依頼」の窓口でご確認ください。
12	設計上の標準使用期間を決定した科学的根拠	標準的な使用条件（関連工業会の自主基準に示されている）のもとで、当社で確認が出来ている部品の寿命期間等を基に設定しています。
13	どんな事故の発生を想定されているのですか？	発火、怪我などです。
14	根拠となるデータが見たい	公開は致しておりません。
15	経産省からは、根拠を明確にするように指導されているのでは？	経済産業省のガイドラインに「使用条件の設定や試験に基づく算定方法等の設計上の標準使用期間の算定の根拠を消費者に示すことは法令上の義務ではありませんが、取扱説明書等への記載によって情報提供することが望ましい」と記載されています。 取扱説明書に「標準的な使用条件」を記載して算定の根拠の情報提供を行っています。
16	なぜこのようなチラシが配布されたのか？	09年4月1日に長期使用製品安全表示制度がスタートします。その内容と点検の必要性をわかりやすくお知らせするためのチラシで経済産業省の指導によるものです。
17	チラシに掲載されている商品で事故が起きているのですか？	経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」のサイトに、消費生活用製品の重大事故に係わる公表が掲載されており、また、製品評価技術基盤機構(nite)のホームページ「事故情報の検索」で各製品の事故情報の検索ができますので、ご確認をお願いいたします。 経済産業省ホームページ　http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html 製品評価技術基盤機構ホームページ　http://www.jiko.nite.go.jp/php/jiko/index.html
18	長期使用製品安全表示制度に関する問合せ先は？	フリーダイヤル「0120-490-499」でお受けいたします。
19	問合せフリーダイヤルはいつから対応するのですか？	09年4月1日から窓口を開設いたします。
20	現在の製品が気に入っており、まだまだ使い続けたいが、どのような問題があるのでしょうか？	外観はきれいでも、長年のご使用により部品等が劣化している可能性があります。 安全にご使用していただくため、点検をご依頼ください。（点検は有料です）
21	日頃の点検はどのように行えばよいのか？ 分解しないといけないのか？	取扱説明書等に記載された点検を実施してください。(ご使用の際に次のような症状がありませんか・・・スイッチを入れても運転しない／運転中に異常音や振動がする／こげ臭いにおいがする、等)。異常がある場合は電源を切り、販売店等へご相談ください。 危険ですから分解はしないでください。